

土壤汚染対策法に基づく
一定の規模以上の土地の形質の変更の届出について
(法第4条関係)

奈良市 保健・環境検査課

1. 一定の規模以上の土地の形質の変更の届出（土壌汚染対策法第4条第1項）

土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000 m²以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出をしなければなりません。ただし、水質汚濁防止法に規定される有害物質使用特定施設を設置している工場または事業場の敷地については900 m²以上の土地の形質の変更について届出が必要となります。

(1) 届出様式・届出要件

- ①届出様式：様式第六（施行規則第23条第1項関係）
- ②届出部数：1部（控えが必要な場合は、写しをご用意ください。）
- ③届出時期：土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

(2) 届出書の添付書類

①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした**平面図、立面図及び断面図**

注) 土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、平面図は**掘削部分と盛土部分を区別して表示**してください。また、平面範囲ごとの土地の形質の変更の対象となる部分の**深さの範囲を明示**した図面を添付して下さい。

②【土地の形質の変更をしようとする者(届出者)が当該土地の所有者等でない場合】**登記事項証明書**その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面及び**公図**の写し

注) その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の例

- ・土地の売買契約書
- ・土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書

(3) 届出が不要な場合

① 土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更を行おうとする場合

注) 3条1項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更の届出は**土壌汚染対策法第3条第7項**に基づく届出が必要となります。

② 次のいずれにも該当しない行為

- イ 土壌を土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
- ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
- ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが**50cm**以上であること。

注1) 土地の形質の変更が掘削を伴わない盛土のみの場合は届出不要ですが、上記イ又はロに該当する場合は届出が必要です。

注2) 土地の形質の変更に係る部分の最も深い部分が**50cm**以上ある場合は届出が必要です。

- ③ 農業を営むために通常行われる行為であって、土壌を土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの
- ⑤ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑥ 非常災害のために必要な応急措置として行うもの

2. 一定の規模以上の土地の形質の変更の届出時の土壌汚染状況調査結果の提出

(土壌汚染対策法第4条第2項)

上記1.の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地について指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させ、その結果を土地の形質の変更の届出に併せて提出することができます。

本同意は、上記1.の届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行ってください。

本同意の内容としては、次の内容のものが必要となりますのでご注意ください。

- ① 指定調査機関に調査させることの同意
- ② 調査結果を法第4条第1項に基づく届出に併せて市長に提出することの同意

また、調査の結果の報告は、次の図面を添付した様式第七による報告書を提出して行ってください。

- ① 土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- ② 土壌汚染状況調査において土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より1mを超える位置に汚染のおそれがある場合であって、試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面

3. 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

(土壌汚染対策法第4条第3項)

上記1.の届出により当該土地が特定有害物質により汚染されているおそれがあるものとして以下の基準に該当すると市長が認める場合は、土地の所有者等は指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させ、その結果を市長に報告する義務が生じます。

ただし、上記2.の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りではありません。ただし、施行規則に基づく方法によらない調査結果を提出された場合等は調査・報告命令が発出される場合があります。

- (1) 特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準
次のいずれかに該当すること。

- ① 土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準（別表1）に適合しないことが明らかである土地
 - ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
 - ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
 - ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- 注) ガソリンスタンドの敷地である土地又は敷地であった土地等が該当します。
- ⑤ ②から④に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準（別表1）に適合しないおそれがある土地

4. 要措置区域・形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法第6条～第13条）

上記2. または上記3. の土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による汚染状態が基準に適合しなかった場合、市長は人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれの有無により、要措置区域又は形質変更時要届出区域のいずれかに指定します。

（1）要措置区域

土地が特定有害物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずることが必要な区域であり、汚染の除去等の措置などの例外を除き土地の形質の変更はできません。

なお、汚染の除去等の措置等により、市長が要措置区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認める場合は指定を解除します。

（2）形質変更時要届出区域

土地が特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするとき届出が必要な区域です。

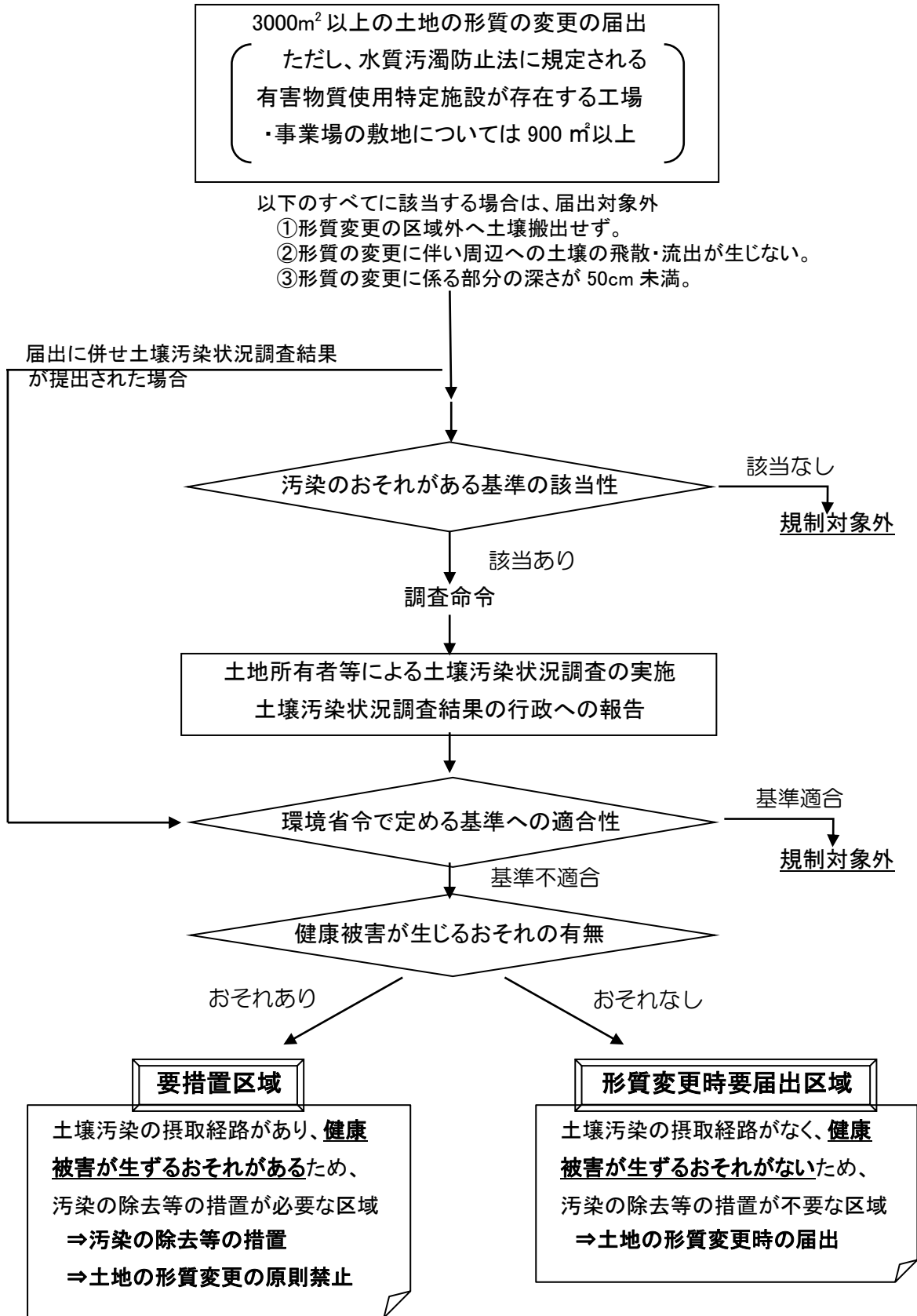
市長が形質変更時要届出区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認める場合は指定を解除します。

別表1 特定有害物質と基準

特定有害物質(法第2条)		指定基準(法第6条)		参考 (土壤環境基準)
		土壤含有量基準	土壤溶出量基準	
クロロエチレン	揮発性有機化合物 (第一種)		0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
四塩化炭素			0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン			0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン			0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン			0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン			0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
ジクロロメタン			0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
テトラクロロエチレン			0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン			1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン			0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
ベンゼン			0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
カドミウム及びその化合物		重金属等 (第二種)	45mg/kg 以下	0.003mg/L 以下
六価クロム化合物	250mg/kg 以下		0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
シアン化合物	遊離シアン 50mg/kg 以下		検出されないこと	検出されないこと
水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)	15mg/kg 以下		0.0005mg/L 以下 (検出されないこと)	0.0005mg/L 以下 (検出されないこと)
セレン及びその化合物	150mg/kg 以下		0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
鉛及びその化合物	150mg/kg 以下		0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	150mg/kg 以下		0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	4000mg/kg 以下		0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素及びその化合物	4000mg/kg 以下		1mg/L 以下	1mg/L 以下
シマジン	農薬等 (第三種)		0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チウラム			0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
チオベンカルブ			0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル			検出されないこと	検出されないこと
有機りん化合物			検出されないこと	検出されないこと

令和3年4月1日から、トリクロロエチレン及びカドミウムの指定基準及び土壤環境基準が改正されています。

=====**届出・調査等の流れ**=====



記入例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

奈良市長 殿

届出者 住所 奈良市〇〇町1-1-1
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 奈良 太郎

着手予定日の30日前までに届出が必要 令和3年2月1日

第3条第7項 第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	奈良市××町1-2-3
土地の形質の変更の場所	別図1, 2のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積: 〇〇㎡ 深さ: ΔΔm
土地の形質の変更の着手予定日	令和3年3月5日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類
	有害物質使用特定施設の設置場所 特定有害物質の種類

① 土地の形質変更が行われる範囲を明示した図面で、掘削部分と盛土部分を区別して表示した平面図

② 土地の形質の変更の対象となる部分の深さの範囲を明示した立面図、断面図

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

添付書類

- ◎ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした**平面図、立面図及び断面図**
- ◎ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合は、**登記事項証明書及び公図**の写し

(登記事項証明書に代えて、土地の売買契約書・土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書も可)

届出・お問い合わせ先

〒630-8122

奈良市三条本町13番1

奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター）4階

奈良市 保健・環境検査課 環境衛生係

TEL：0742-93-8477

FAX：0742-34-2483